

会 長	副 長	事務局長	主任	局 員
				



環指第1110号
令和3年1月21日

一般社団法人徳島県産業資源循環協会
会長 岸 史郎 殿

徳島県危機管理環境部環境指導課長



押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を
改正する省令の施行について(通知)

この度、環境省から、別紙のとおり「押印を求める手続の見直し等のための環境省
関係省令の一部を改正する省令の施行について」の事務連絡がありました。

つきましては、改訂した申請書様式を本県ホームページ「産業廃棄物処理業に係る
申請書等のダウンロードについて」(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/recycling/5007711/>)に掲載いたしましたので、貴協会会員に対する
周知をお願いいたします。

徳島県危機管理環境部環境指導課
審査指導担当
電話 088-621-2269



事務連絡
令和3年1月5日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長
（公印省略）

押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令
の施行について（周知）

「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年環境省令第31号）が令和2年12月28日に公布され、同日から施行されたので、その改正の趣旨、内容等について、下記のとおりお知らせする。

貴職におかれては、その趣旨を理解した上で、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 改正の趣旨

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※1）について、恒久的な制度的対応として、令和2年中に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。）の様式で定める、事業者等に対して押印を求めている手続の押印（押印に代わって行うことが可能とされていた署名も含む。以下単に「押印」という。）を不要とすることとした。

なお、これまで押印をもって本人確認をすることとしていた書面等については、廃掃法施行規則における手続の性質を踏まえ、以下に記載するような押印が求められている趣旨を代替する手段（※2）等によって確認することとされたい。

また、地方公共団体において、廃掃法施行規則に定める様式に準拠した様式等を用いている場合に加え、独自に様式等を制定して各種手続を行っている場合においても、上記の趣旨に鑑み、当該様式等における押印を不要とすることとされたい。

（※1）「見直し対象手続」とは、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。

(※2) 押印が求められている趣旨を代替する手段としては、以下のような例が考えられる。実際の確認に際しては、事業者等にとって過度の負担が生じない範囲で、各地方公共団体における実情を踏まえ合理的な方法で確認することとされたい（代表者でなく申請担当者の本人確認のみとするなど）。なお、これらは押印がない場合の代替手段であり、従前のおり押印の上提出された場合は、従来の対応で差し支えない。

- ・他の添付書類（当該手続においてともに提出される住民票の写しなど）による確認
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、個人・法人の印鑑登録証明書等）のコピー、スキャンデータや写真の電子ファイルの提出による確認
- ・本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出による確認（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等の提出を求めることなどが考えられる）
- ・署名機能の付いた文書ソフト（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能等）を活用した確認
- ・電話、ウェブ会議、実地調査等による確認

2 改正の内容

廃掃法施行規則の様式で定める事業者等に対して押印を求めている手続の押印について、押印を廃止する改正を行うとともに、当該改正に伴う所要の規定の整備を行った。

3 経過措置について

(1) 書類に関する経過措置

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととした。

(2) 用紙に関する経過措置

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした。